

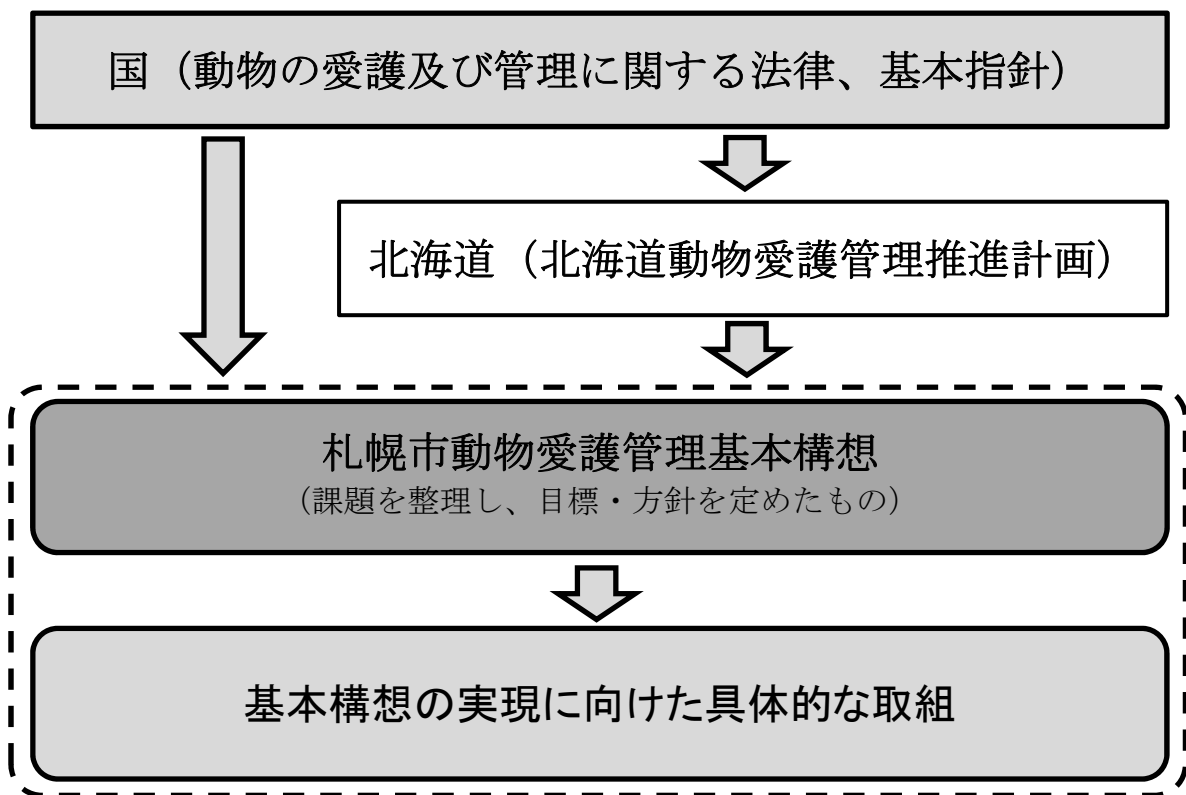
## 第2章 動物愛護管理の基本的な考え方

### 1 基本構想の位置付け

この基本構想は、動物愛護管理法に基づく札幌市における動物愛護管理の推進に当たっての中長期的な指針であるとともに、市民、行政、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体等の関係機関などが、協働して動物愛護管理を推進していくための基本的な考え方を示すものです。

なお、今後、法令の改正や社会情勢等の変化により新たに対応すべき課題が生じた場合には、適宜見直しを行います。

【基本構想の位置付けイメージ】



### 2 基本構想の目標

動物愛護管理法の基本原則は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていくことのできる社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。

札幌市では、この法の基本原則に則り「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”を目指します。(図7：基本構想体系図)

### 3 基本施策

動物愛護管理の目標は、動物及び動物を飼う人と飼わない人が心地よく暮らせる社会を目指すことであり、この実現に当たっては、行政のみならず、市民及び関係機関が一体となって動物愛護管理に関する取組を進めていく必要があります。

札幌市は、目標を実現するために、第1章の4であげた課題を受け、3つの基本施策として、広く市民の動物愛護の精神を育む「①動物愛護精神の涵養」、飼い主の適正管理を進める「②動物の適正管理の推進」、飼育環境の質の向上を目指す「③動物の福祉向上」を掲げます。

#### ★ 目標実現に向けた基本施策

##### ① 動物愛護精神の涵養 <動物愛護の精神を育む>

ペットを飼育する飼育しないに係わらず、動物が命あるものとの理解を深めるとともに、動物の命を尊重し、終生飼育や適正飼育ができるよう動物愛護の精神を育みます

###### ◆施策の方向性

###### ・動物愛護思想の普及啓発

広く市民の動物愛護の精神を育むために教育活動や広報活動等に取り組む

###### ・関係機関との連携

行政機関だけでなく市民、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体が連携・協働して全市を挙げて動物愛護管理を推進する

###### ・人材の確保と育成

動物愛護の精神の普及と動物愛護の実践のための担い手となる人材の確保・育成を行う

###### ・動物管理センターの機能の向上

動物管理センターの機能の充実・強化を図る

##### ② 動物の適正管理の推進 <飼い主による適正管理>

飼い主に対して飼育している動物が人やその他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周辺的生活環境の保全に努めるための必要な措置を講じます

###### ◆施策の方向性

###### ・適正飼育の普及啓発

危害の防止、迷惑の防止、周辺環境の保全等のため動物の適正飼育を推進する

###### ・監視指導の強化

動物取扱業、特定動物飼育者、多頭飼育者の監視指導を強化していく

###### ・犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上

狂犬病に関する正しい知識の普及や犬の登録と予防注射実施率の向上を目指す

###### ・災害時における対応体制の構築

災害時に市民、行政及び関係機関が連携して動物の保護等に取り組む体制を構築する

### ③ 動物の福祉向上 《飼育環境の質の向上》

飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけでなく、動物が動物らしく生活できるよう飼育環境の質の向上を目指します

#### ◆施策の方向性

##### ・保護収容動物の福祉の向上

「シェルターメディスン」の考えを取り入れた健康管理の検討などを進めていく

##### ・虐待や動物の遺棄等に対する関係機関との対応体制の構築

社会問題化する動物の遺棄や虐待を防止するため行政及び関係機関等の連携を強化する

## 4 市民、行政及び関係機関の役割

目標を達成するためには、市民、行政、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体の各役割を明確化するとともに、連携・協働できる体制を構築し、一体となって動物愛護管理に関する取組を推進する必要があります。

### (1) 行政

ア 普及啓発等、必要な施策の策定及び実施

- 市民及び事業者等の学習の機会の提供、広報活動の充実
- 動物愛護教育の推進
- 人材の育成 など

イ 市民、動物取扱業者、大学等の教育機関や動物関係団体が連携及び協働し、施策を実施するための調整

ウ 国、他の地方公共団体その他の関係団体等との密接な連携

エ 動物愛護管理に関する施策の推進に必要な財政上の措置及び施設等の整備

### (2) 市民

ア 市政への積極的な参加、協力

イ 動物愛護管理に対する理解と実践

ウ 法令遵守

### (3) 動物取扱業者

ア 動物愛護管理に関する普及啓発等の自主的取組の実施

イ 取扱動物の福祉の向上（健康と安全の保持）

ウ 法令遵守

#### (4) 大学等の教育機関や動物関係団体

動物愛護管理に関する普及啓発等の自主的取組の実施

図7 基本構想体系図

